

## 株式分割に関する取締役会決議公告

平成 19 年 2 月 28 日

株主各位

東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号中目黒 G T タワー 20 階  
株式会社ネットエイジグループ  
代表取締役社長 西川 潔

平成 19 年 2 月 9 日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

### 記

- 平成 19 年 4 月 1 日（日曜日）付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 3 株に分割する。
  - 分割の方法  
平成 19 年 3 月 31 日（土曜日）〔ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 19 年 3 月 30 日（金曜日）〕最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式数を 1 株につき 3 株の割合をもって分割する。
  - 分割により増加する株式数  
平成 19 年 3 月 31 日（土曜日）〔ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 19 年 3 月 30 日（金曜日）〕最終の発行済株式総数に 2 を乗じた株式数とする。
- 発行可能株式総数の増加  
会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 19 年 4 月 1 日付をもって当社定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更し、当社の発行可能株式総数を 295,696 株増加して 443,544 株とする。
- その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

---

### お知らせならびにご注意

- 株式の分割により発行する株券およびご所有株式に関するご案内は、平成 19 年 5 月 21 日（月曜日）にお届けご住所にお送り申しあげる予定でございます。
- 証券保管振替制度ご利用の場合は、平成 19 年 4 月 1 日（日曜日）付にて株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿及びご預託の証券会社等の顧客口座に記載又は記録されることになり、平成 19 年 4 月 2 日（月曜日）からご売却が可能です。  
証券保管振替制度をご利用でない場合は、株式の分割後の株券がお手元に到達するまでの間は、当該株式の売却は出来ませんのでご注意ください。（証券保管振替制度ご利用の手続きにつきましてはお取引の証券会社等にお問い合わせください。）
- 名義書換未済の株券をお持ちの方は、速やかに名義書換または証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。

株主名簿管理人 三菱 UFJ 信託銀行株式会社  
事務取扱場所 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号  
（お問い合わせ先） 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-232-711（通話料無料）  
同 取 次 所 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 全国各支店

以 上